

一般社団法人猪苗代青年会議所 会員資格規程

第1章 目 的

第1条 本規程は、本会の会員資格および入会希望者の取扱いに関する事項を規定したものである。

第2章 入 会

第2条 入会を希望する者は正会員2名の推薦を受け、所定の入会申込書を理事長に提出しなければならない。

第3条 前条の推薦者の資格は次の各号の通りとする。

- (1) 入会后1年以上経過している者で、出席率良好な者。
- (2) 被推薦者に対して1年の義務履行の連帯保証ができる者。

第4条 理事長は推薦者並びに入会希望者に面接するとともに入会資格の適否を審査し、その結果を理事会に答申する。

第5条 理事会は答申に基づき審査し、入会の諾否を決定する。理事長は入会の諾否を推薦者並びに入会申込者に通知する。

第6条 入会を承認された者は入会金及び会費の納入をもって正会員となる。ただし、入会承認後1ヶ月以内に会費等の納入をしない場合はこの限りではない。

第3章 入会金及び会費

第7条 定款第10条に定める入会金ならびに年会費とは次のとおりとする。

入会金	正会員	金10,000円
	OB会員	金20,000円(終身会費)
会費	正会員	年額80,000円
	賛助会員	年額20,000円

2. 会費は6月末日までの入会者は80,000円とし、7月以降の入会者は40,000円とする。

第8条 会員の入会金または年会費の額を変更する場合には、理事会の審議を行い、

総会において承認するものとする。

第4章 会費の納入

第9条 定款第10条に定める年会費は、毎年1月31日までに納入しなければならない。ただし、会費を1月31日と6月30日までの2期に分納することができる。

2. 新入会員は、入会承認後1か月以内に入会金及び年会費を納入することとする。

第5章 会費納入の遅延

第10条 正会員が会費を6か月以上納入しなかった場合には、理事会の決議に基づき、専務理事は直ちに10日間の猶予期間を設けて会費納入の督促状を発送する。

2. 前項の督促状の猶予期間内に何等回答なきときは理事会に報告し、理事会の決議によりさらに10日間の猶予期間を設けて、退会勧告状を発送し、何等回答なきときは、定款第14条第1項に基づき、総会に諮り除名することができる。

第6章 OB会員

第11条 40歳に達した年の年度末まで正会員であったもので特別会員を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、所定の入会費を納入したのち理事会の承認をもってOB会員となることができる。

第12条 OB会員は本会のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の表決権および被選挙権ならびに選挙権を有しない。

第7章 名誉会員

第13条 正会員でない者で、本会の設立または発展に功労のあった者は、理事会の承認をもって名誉会員とすることができる。

第14条 名誉会員は本会のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の表決権および被選挙権ならびに選挙権を有しない。

第8章 賛助会員

第15条 本会の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人又は団体は理事会の承認を得たのち、賛助会員として入会することができる。ただし、年会費を納入しないときは退会とする。

第16条 賛助会員を希望する者は、所定の申込書を理事会に提出する。

第17条 賛助会員は本会のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の表決権および被選挙権ならびに選挙権を有しない。

第9章 会員の入れ替え

第18条 正会員が転勤等のやむを得ない理由により、会員としての義務を履行できなくなり、かつ当該会員と同一の勤務先より入会を希望する場合には、理事会の承認を経て、入会を認めるものとする。

2. 前項の規定により入会する場合には、第2章から第4章までの規定を準用する。ただし、年度途中で入れ替わって入会した場合の年会費は、免除するものとする。

第10章 会員の失格等

第19条 正会員が、定款第14条第1項1, 2, 5号の規定に該当すると疑われる報告があった場合には、理事長は臨時五役会を招集して対応を協議し、専務理事による実情調査を経て理事会に報告しなければならない。

第20条 前条の報告を受けた理事会は、正会員が除名事項に該当するか審議を図り、該当すると認めた場合は、会員資格の停止を命ずるとともに、定款第14条第1項により総会を開催し、当該正会員を除名することができる。

第21条 正会員が次の年間実質出席率最低限界以下の場合、担当理事は理事会の議を経て勧告を行い、勧告後1ヶ月以内に適切なる善処の意志表示又は行為のない場合、理事会の議により定款第14条第1項により総会を開催し、当該正会員を除名することができる。

第22条 OB会員又は賛助会員の除名に関しては、定款第14条第3項に基づき、会員資格規程第19条、第20条及び第21条を準用する。

第11章 休 会

- 第23条 正会員は、病気及び海外出張等により長期間にわたり出席が不可能な場合は、休会届けを理事会に提出し、理事会の承認を得て休会することができる。
2. 休会届けが理事会で承認された日より休会扱いとする。
 3. 休会が理事会で承認された場合には、その期間に限り、次のことが免除される。
 - (1) 出席の義務（ただし、出席を妨げるものではない）
 - (2) 休会中の会費を除く、その他の会費
 4. 休会を申し出た正会員に対して会費は免除しない。また、既に会費を納入している場合は、これを返還しない。

第12章 特定個人情報漏えい時の会員資格の停止と除名

- 第24条 正会員は、マイナンバー取り扱い上の事故等が発生する恐れがあると判断した場合には、特定個人情報保護管理責任者へ報告しなければならない。
- 第25条 前条の報告を受けた特定個人情報保護管理責任者は、実情を調査して理事会に報告し、理事会の決議に基づき当該会員の会員資格の停止を命ずることができる。
2. 前項の規定により、会員資格の停止となったものは、当該事故等が収束することが確定した場合にのみ、理事会の決議に基づき会員資格の停止を解除する。
- 第26条 特定個人情報を漏えいした者、又は悪意を持ってマイナンバーを滅失、き損等の行為を行なった場合、及びマイナンバー取り扱い上の事故等の原因が当該者に起因すると判明した場合は、定款第14条第1項に基づき除名とする。

第13章 再 入 会

- 第27条 再入会を希望する者は、理事会にその旨を申し出、理事会はその可否を審議し、全会一致を付帯条件とする。
2. 再入会は、第2条、第6条、第7条の規定を準用する。

細 則

第28条 本規程の変更及び廃止については、総会において行うものとする。

2013年3月12日 制定

2017年3月17日 改正